

210.4A654A H



文部省檢定教科用書

新井君美著

讀史餘論

版權所有

內藤溫故堂藏



敘

天下活機也。其變豈有窮乎哉。虞夏商周之醇質忠文。變而為七雄秦漢之權詐力爭。東漢吳蜀之節操義烈。變而為魏晉六朝之浮辨虛誕。一治一亂。機變循環。以迄趙宋。朱明為胡元。鞬清所吞并焉。冠帶揖讓之國而

338047

變乎侏儻辨髮之域。其變亦幾乎窮也。伏惟。

皇朝萬古同姓。百

王一統。非若夫羣雄諸賊分裂奪攘。而又屢爲夷匪所穢之比也。雖然。在 我往古。禮樂征伐出自天子。中葉以還。變而出自霸府。守

介掾目變乎守護地頭。守護地頭又變乎封建。封建之弊。遂至于列國雄峙矣。然則皇朝古今天下之機變。亦豈小也哉。源君美嘗著讀史餘論。分古今天下之大勢。爲王室九變。霸府五變。蓋有不堪忠慨義憤之意焉。逮吾

詩史餘論
神君奉戴

王室置諸盤石之上。而俛斯民霑
二百年至隆文明之化。以及今
日不耳鼓鼙之聲。天下之機變
又有若是之美者。較之夫以冠
帶揖讓變乎侏儻辮髮者。其幸
不幸之異。不亦甚乎。嗚呼。天下
活機也。其變豈有窮乎哉。然而

不爲侏儻辮髮之人。而爲
皇朝化內之民。不生乎曩昔仍
變之際。而生乎今日至隆文明
之時。豈其非幸耶。豈其非幸耶。
閒者。先生裔孫述齋君出茲編
於祕笈。授裕校而刻之。遂書是
言爲讀史餘論敘。
安政龍集戊午正陽之月

西疇菽原裕公寬甫識



例言四則

一原本係先生外孫藤清盈所謄寫而裔孫述齋君
 祕笈中書。而非先生原書也。先生原書迺巾箱本
 也。自跋曰。原書字細不明。亡息宜卿就平元成本
 另傳寫焉云爾。則先生生前既有二本。清盈本豈
 又就宜卿本而謄寫者歟。一閱傳寫。脫誤即出故
 今雖以清盈本為據。而旁搜善本。一一讐校而成
 之。然又不妄改竄。異同若脫誤。逐條標諸欄外。恐
 失其舊也。

一舊本欄外有評若註語。或累牘疊出。或數十百葉
 間。甚寥寥焉。先生所加歟。它人所增歟。未有確考。

姑存之以俟識者

一自跋曰。積累日久。遂成三小冊。迺一自總論迄南
北分立。一自上古征伐出自天子迄後醍醐
帝中興。一自尊氏奉北朝迄秀吉。凡成三冊者。
是其定本也。今分之如左。非敢亂之。以卷冊重大
也。改舊之罪。固所不逭。

一國音予所弗曉也。然茲刻本為黃口設。則不可不
為黃口計。於是乎人名地理職官器章。音讀稍涉
奇澁者。姑以予所曉注於字旁。覽者幸諒。旃。

萩原裕識

讀史餘論總目

卷一

天下の大勢九變して武家の代となり武
家此代又五變して當代小たふし總論
乃事

幼主并攝政始付藤氏家學成建事

關白并廢主始の事

宇多醍醐村上三代攝關を置けさる事付

管丞相の事

冷泉以後八代の間攝家み人人權を專に

セラシノ事付 天子院號始の事
後三條院攝家乃權を抑まひノ事

卷二

上皇御政務の事上

卷三

上皇御政務の事下

鎌倉殿分掌を天下之權事

卷四

北條陪臣小て國命を執付ノ事

是并攝家五流となるノ事

後醍醐復位の事

皇統分

南北分立事

卷五

上古征伐自り天子出事

中古以来將帥に任世官世族となりノ事

源賴朝父子三代事上

卷六

源賴朝父子三代事下

卷七

北條代代天下の權を司事

卷八

後醍醐中興御政務事

卷九

足利殿 北朝乃主茂建ら此一事

卷十

室町家代代將軍の事上

卷十一

室町家代代將軍の事中

卷十二

室町家代代將軍の事下

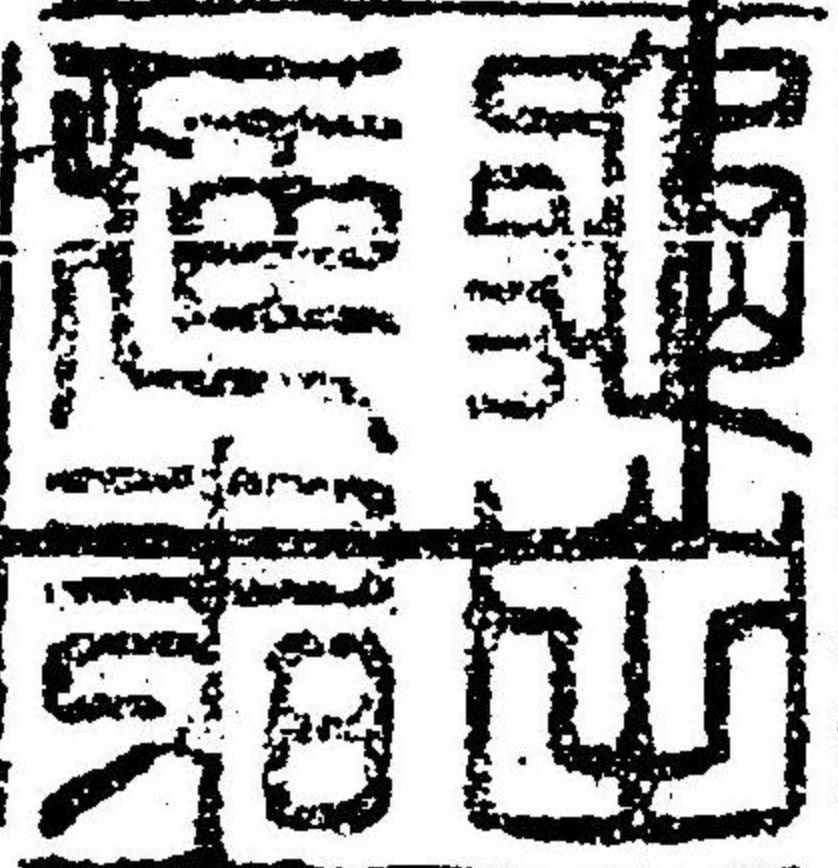
信長治世の事

秀吉天下の事

讀史餘論卷一

筑後守從五位下源君美著

萩原裕校



○本朝天下の大勢九變して武家乃代と
なり。武家の代また五變して。當代小
たよふ總論の事

神皇正統記小。光孝より上は一向上古也。
萬乃例を勘ふるも。仁和より下は。たて代を申の
事。五十六代清和幼主より外祖良房攝政す。是外
戚專權の始。變。基。經。外舅の親より。陽成を廢
し。光孝を建り。ハ。天下は權歸於藤氏なり。ち

關白を置さ。或は置さる代あり。藤氏乃權
 のつら。日盛也。六十三代冷泉より圓融
 花山。一條。三條。後一條。後朱雀。後冷泉。凡八代。百三
 年。其間は外戚權を專にす。三。後三條。白河。兩朝を
 政出於天子。變。堀河。鳥羽。崇徳。白河。六年。鳥羽。近衛。鳥
 年。十四。後白河。二條。六條。高倉。安徳。十。後白河。三。凡九代
 九十七年。其間を。政出於上皇。變。後鳥羽。土御門。順
 徳。三代。凡三十八年。の間を。鎌倉。殿。天下。兵馬。の權
 を分掌とらふ。變。後堀河。四條。後嵯峨。後深草。龜山。
 後宇多。伏見。後二條。花園。後醍醐。光嚴。十二代。凡百
 十二年。其間を。北條。陪臣。より執國命。七。後醍醐。重

祚。天下。朝家。小。歸。事。纔。小。三年。變。そののく。ち。天
 子。蒙塵。尊氏。光明。を。立。て。共。主。と。な。り。て。う。皇。天下
 ふ。かく。武家。に。代。と。な。る。變。九
 武家は。源。頼朝。幕府。を。開。て。父子。三代。天下。兵馬。の
 權。成。司。と。行。り。凡。三十三。年。變。平。義時。承。久。の。亂。後
 天下。乃。權。を。執。る。其。後。七。代。凡。百。十二。年。高。時。の。代
 小。至。て。滅。ぶ。二。變。○。此。時。小。攝。家。將。軍。二。後。醍。醐。中
 興。の。後。源。尊。氏。及。し。て。天子。蒙。塵。尊。氏。光。明。院。を。北
 朝。に。主。と。な。り。て。み。つ。ら。幕。府。を。開。く。子。孫。相。繼
 て。十二。代。小。た。ふ。凡。二。百。廿。八。年。三。變。○。の。う
 十四。年。應。仁。亂。後。百。七。年。其。間。天下。大。小。亂。る。實。不
 七。十。七。年。其。間。武。威。あ。る。う。と。く。な。れ。と。東。國。を

皆無倉也。是利殿也。末織田家勃興して將軍を廢
 屬也。挟天子令天下と謀りし事未成して凡十
 不其臣光秀弑す。豊臣秀吉其故智を用ひ。
 自ら關白となして天下の權伐恣ふ。凡十
 五年。四そのくち終ふ。當代に世となる。五
 謹按。鎌倉殿天下の權伐を承けし事は平清盛
 武功より身を起こし遂に外祖の親伐を以て
 權勢を專らう。にやけり。清盛はくありし事
 も上皇に政みされ下は藤氏累代權を恣
 ふに働ひしより也。されは王家の衰
 一始る。文徳幼子をもてし。ふはれし。ふ

より終りとは存も也。尊氏天下の權を恣ふを
 らまし事。後醍醐中興に政正し。天下
 の武士武家の代伐をたひし。尊氏
 より下は朝家をたぐ虚器を擁とら。す
 して天下をまわす。武家に代をふりさふ
 あり

。本朝幼主并攝政始。付藤氏家學を建

事變

文徳帝ハ仁明の太子也。母ハ左大臣藤冬嗣乃女。
冬嗣ハ鎌足の五代孫也。五條后といふ。嘉祥三年三月仁明
 崩。四月文徳即位。即位より五日ふあたる。清和

一本惟仁
下分註清
和天皇此
御事七字

生る。母を右大臣藤良房の女染殿后是也。良房の二男ありて文始文徳小三子あり長ハ惟高文徳即位の時七歳次ハ惟條二人共一紀名虎ら女は生る所也
三々惟彦といふ。滋野貞主ら女の生る所也。然る
小文徳第四子惟仁を太子とす。すふら即位乃
年於十一月惟仁生れて纔小九月也。例は
大納言源信を皇太子傳とす。信ハ帝の叔父也。江談云帝
有讓位於惟高之志。憚良房不果。或祈神又修秘法。
真濟為惟高祈焉。真雅為惟仁祈焉。按とらに。此事
亦見于國史。なぐ一信諫止一也。齊衡三年十一月
帝新小殿を作し。庭上りてみはら。天演祭る事

あり。あま江談所謂祈神事歟。天安元年二月右
大臣良房為太政大臣。大友新市押勝道帶劍を申
るさゆ。あま源信ら諫らるる。良房の心を慰む
を免歟。その十一月弘法小僧正。これ其弟子
真濟を請ふらるといふ。たもふ小真濟をして惟
高の事を祈らるる。故歟。其十二月惟高元服。授
四品。明年八月天皇崩。世二歳也。惟高十惟仁
九歳して踐祚。外祖良房攝政。實録を按するに
事言語不通と云。又良房攝政。帝倉卒有不豫之
異朝の例。堯乃時舜攝政。殷時伊尹保衡。周時周
公旦。漢時霍光。本朝の例。應神時神功后。推古

言の餘言

此時厩戸齊明の時中、大兄元明、此時皇女淨足
姫尊すかひら元正の御事也

貞觀六年正月、帝元服、良房遷政。攝政五年、白河小關居
す。十三年二月、帝御紫宸殿視政。四月、加良房食祿
賜隨身兵仗。准三后の准三后始。十四年九月、良房薨。年
六十九。贈正一位、封美濃公。謚忠仁公。攝政十三年
此後源融、藤基經執政。初開院左大臣冬嗣歎
藤氏之衰、子孫親族乃學を勸んしめ、建勸學院
太學東西の曹司ありて、菅江二家これ
を掌る。そは南ふれと南曹といふ。氏長者管
領して、興福寺及氏社の事を司ふ。良房の後此一
流小傳り掌る。○西宮記、小辨學院、以元慶五年中

納言在原行平、卿庶幾勸學院之例、所建立也。○江
次第小、應和二年閏十二月、源氏王卿大納言高明
以下申請、當院學生、准勸學院例。拾芥小、淳和院
天長上皇、離宮、今西院。或云、橘太后宮。○江次第小、
學館院者、橘氏諸兄公右大臣申立之。

良房救源信事正統記ふくろ大納言信實善男有
ら、れ、こ、も、王、公、の、關、を、う、り、し、た、り、
て、左、大、臣、世、を、み、た、ら、ん、謀、也、と、
ろ、き、右、大、臣、良、相、ふ、ら、ん、謀、也、と、
と、あり、白、晝、に、騎、馬、は、て、馳、參、り、て、
ち、善、男、の、謀、あり、ら、ん、と、申、す、
れ、て、流、さ、さ、る、なり。

○關白并廢立始の事二

338047

貞觀十八年清和^{廿六}傳位於太子^{成陽}以外舅右大臣基經為攝政^{陽成}女^{二條}后是^{長良}の元慶三年上皇薨染四年遷丹波水尾山十二月崩^{三十一}一説^小此年十一月八日以基經為關白^{公卿補任}攝政四年^八八年二月四日基經廢陽成帝^{十七}源融^二社を難^と小藤原諸葛握劍曰誰違太政大臣之言といひ^いう事決^すと^もいふ又古事談^ふ此事の評定の時融^と左大臣望帝位之志ありて皇親を^{そと}め^られ^し融^も侍^はとあり^し小基經皇胤を^りいと^ふと^もと^て賜姓^すく^人にて^はう^へら^れ人即位の例如何^やと^いひ^しう^へら^れ融^の言^をり

り^しと^も見^ゆう^くて基經相諸皇子建光孝帝^ハ仁明^弟三の子時^小一品式部卿親王御年五十五歳也。古事談^小基經親王^うらの許^へゆ^きり^し事^を體^を見^ゆふ^他の親王を^らは^して^或裝束^し或圓坐取て奔走を^られ^し小松帝の御許^小参^られ^し破^をる^簾の内^小縁破^る疊^小木^ハ一^まり^てそ^と二^俣取^て傾動の氣^ハ一^まり^さり^し此親王^成ら^り帝位に^ハ即^座を^りて御輿を^らせ^しと^云こ^の三代實録^小嘉祥二年渤海大使王文矩望見帝^在諸親王^中謂^所親曰此公子有至貴之相其登天位^必矣

貞觀十八年

卷一

六

○古事談小帝在藩の日多く町人の物を借り用
 いたるにうら即位乃後参内してせり申しに
 納殿物をえて返しあふりふと○正統記
 踐祚の始攝政改りて關白と云ふに我朝關白
 乃始也宣帝詔小萬機之政猶按多に此二月廿
 三日即位五月九日勅令博士等勅奏太政大臣有
 職掌否并當大唐何官源融奉教令文章博士菅道
 六月五日詔應奏應下之事必先諮稟朕將垂拱仰
 成云

廢立の事四十六代孝謙上皇廢淡路帝して重
 祚の後此度を始と云又關白の事ハ帝やむと

得さるに出さぬと博士等不議せし
 められしと云太政大臣職掌ありしと
 申さる基經の權を抑むとの御事歟又按了る
 小當代の老臣ありく關白或ハ内覽の臣は
 しく多ふ歟不審

○宇多醍醐村上三代攝關を置れさる事
 付管丞相の事

光孝在位三年而崩五十八第三子宇多即位母八桓
 仲野親王の女班仁和三年八月廿六日光孝大漸
 子女王と云也也の日基經等勸て立太子二十宇多踐祚の初十一
 月廿一日詔曰萬機巨細皆關白於太政大臣廿六

十訓抄云
藤佐世り
言ふより
基經馬
をとりつ
廣相り罪
小ふさ
しりハ厲
とハナリ
贈中納言

日。基經上表辭。閏十一月。詔曰。社稷之臣。非朕之臣。宜以阿衡之任。為卿之任。四年二月廿二日。勅基經。准三后。賜年官年爵。如忠仁公故事。五月九日。基經上表曰。未知阿衡之任。如關白。何仍持疑久矣。伏聞。左大臣。明經博士等。勅令。申云。阿衡之任。可無典職者。以其可無典職。知阿衡為貴。以臣比擬。非所克堪。耶。勅曰。左大辨橘廣相。作詔曰。宜以阿衡之任。為卿之任。而尚持疑。不肯視事。天下之務。皆壅滯於是。使明經紀傳之士。勸申云。阿衡是殷世三公官名。三公坐而論道。無所典職。然而朕本意。欲關白萬機。賴其輔導。廣相所草。已乖朕意。自今以後。輔行衆務。總百

ハ此事に
多かり管
公時ハ
世を救ふ
て諸儒
論ハ
事あり後
廣相御夢
不見へて
三金笏を
授けし
也

官應奏之事。應下之事。必先諮稟。朕將垂拱。仰成寬平元年十一月。基經小乘腰輿。出入宮中。源融小乘輦。とを聴。三年正月。基經薨。五十歲。贈正一位。封越前公。謚昭宣公。公卿補任。小。元慶四年。開白。十一年。の問也。帝在位十年。寬平九年七月三日。傳位於醍醐帝。三。藤高藤乃女。上皇勅。時平。七。管家。四。五。相並て行。政。管家。大將。昌泰元年二月。時平左大臣。左大將。如元。管家右大臣。右大將。如元。管家辭表。不許。延喜元年。正月廿五日。徙管家。以源光為右大臣。三年二月廿五日。管家薨。四年。立保明為太子。二歲。母時平女弟。子。九年四月。時平薨。九。贈正一位。太政大臣。十三年。賣。余。論。

三月源光薨九十六十四年七月忠平右大臣。延長元年三月太子薨。諡文彦。二年忠平左大臣。帝外舅藤定方右大臣。八年九月廿二日。帝大漸傳位於寬明。朱雀天皇廿九日崩。四十六在位卅三年。攝關朱雀ハ醍醐第十一子。按此に延喜小皇子廿人明之早世。朱雀社村上。此の太子克明早世。二子保三人也。基經の女乃所生なり。大鏡小朱雀於下。此みよと生れよとて。御格子をむらむらまよるひる火をとめて。御帳の内よて三とせまておぼし奉らと後ひる。北野にをら申す世後てらくあり。そら。此みよと生れたを。藤氏於榮いとあう。まおと。あまはらま。

成明下
分註村上
天皇の御
事七字

いみじきををらふ。生れよとて。三歳立太子。延長十三年八歳踐祚。忠平攝政す。承平六年六月。南海賊起。姓純天慶二年。十一月。平將門反。三年二月。將門伏誅。四年六月。南海賊平。此年十一月。忠平還政。為關白。九年讓位。皇太子成明遷朱雀院。廿四在位十六年。村上。天曆六年。八月崩。三十歳。保元物語。朱雀母後の勸めて讓位あり。後悔ありて重祚の事を諸神小祈り。伊勢へま公卿勅使あり。村上ハ醍醐第十四子。天慶九年。四月廿八日。即位。廿一天曆元年。四月。實賴左大臣。左大將。師輔右大臣。右大將。其父忠平。關白。太政大臣。はて父子三人。

三公、三年正月、忠平致仕、實賴師輔執政、八月、忠平薨、七十贈正一位、封信濃公、謚貞信公、攝政、十一年、關、此後十九年間、攝關を置れず、白、九年、謹按、朱雀の初東南亂る、事、延喜の政衰へ、

上、外戚の權を專にせしむる歟、又朱雀に男をとりて、同母弟を以て太子とせり、傳位、おとや、り、事、災變の多きり、な、に、よ、れる歟、

大鏡、宇多、お、下、に、此、帝、の、な、く、人、お、な、を、な、す、な、む、お、な、つ、り、な、し、よく、お、覺、侍、ら、ん、又、醍、醐、の、下、に、寛、平、九、年、七、月、三、日、に、依、り、つ、り、を、な、す、お、御、歲、十

下仁明恐
文德之誤

三、や、り、て、こ、う、い、よ、る、お、た、と、く、を、俄、お、御、う、り、奉、り、て、さ、し、出、お、し、ま、し、を、り、け、る、御、手、は、こ、ら、わ、さ、と、人、の、申、す、は、ま、と、に、や、と、云、く、大、和、物、語、お、宇、多、禪、位、の、く、ち、跡、を、滅、し、て、め、つ、お、な、い、事、代、の、せ、ら、れ、を、な、し、橘、良、利、一、人、供、奉、せ、し、り、按、る、に、上、皇、崩、年、六、十、五、傳、位、の、日、三、十、一、歲、也、、源、お、天、子、の、御、子、と、然、ら、ハ、管、家、を、是、善、の、子、也、仁、明、の、御、子、と、や、仁、明、諱、を、道、康、公、諱、ハ、道、真、、儒、家、を、起、て、宇、多、の、時、お、な、さ、り、小、登、庸、し、大、納、言、右、大、將、と、り、公、極、諫、直、言、の、事、多、り、、又、相、工、の、相、せ、し、、事、お、續、古、事、談、寛、平、お、時、管、公、諫、申、さ、し、事、漢、人、の、諫、を、奉、る、お、異、ふ、ら、し、あ、る、時、殺、生、禁、断、あり、

次と。君自ら鷹狩し終ひしを、今年を鳥獸何の
 謬ありを、忽ふに社を狩ふとふまを、止り多し
 なり。之をてうやうに器量浅御覽しら社しふや。
 纔ふ九箇年の間ふ、讃岐守より右大臣、内覽まそ
 小至り終り。一説し、宇多ひりうに管家をや
 て傳位の事、議とらる。公諫て申しとくめらば。
 其後又此事を議とら社しうハ。急き其事あま
 一。時のひるハ他乃妨あるもの也とありし。社
 と延喜即位の日、管公ハ當今の忠臣也と上皇仰
 ら社しともしふ。此事不審正統記ふ、丁巳の年即位。戊
 午に改元。時平、管氏兩人上皇に勅をうきて、輔佐

し申さ社を、後ふ左右大臣し任して、共ふ萬機を
 内覽とらまを依とる。右相も年もきけ才も賢く
 て天下の望也。左相ハ譜代乃器也。社をまてら
 れか。時上皇の御在所朱雀院ふ行幸。猶
 右相少きとせらる。一と云定ありて、既め仰
 らしふ。社右相たたくのう社申さきて止ぬ。其
 事世ふ漏しけるにや。左相憤をふくみ、さうく乃
 讒を下りて。終ふ。社ふけ奉り。事とくう淺
 まし。社善相公清行朝臣と此事いまたさし、
 さす。社ふ。社てさうて。管氏ふ災をのり社
 へさう。社を申さま。沙汰さうて。此事出来ふ。

北野縁起云其比みゝとの御身近く召はるるを
 まふ人人に源光卿藤定國卿菅根朝臣を以とも
 不偽て勅宣と稱し申構へ博士とてに色々の珍
 寶をあたへて眞衆を祭り皇城の八方不厭術の
 雜寶錢埋まひたり一説延喜の弟齊世親王ハ公
 の壻たるを此人をなてんとこの事ありと讒と
 とそりふ延喜元年辛酉正月元日日蝕その廿五
 日菅公左遷晦日夜上皇諫め降るむとて参らる
 降ひしと官門ふ入れず菅根々々二月朔日
 むふしく還御此日菅公都を出け齊世を出家也
 此年十二月上皇造御室或云上皇築雙岡隔京師

云々三年二月廿五日公薨五十九歳九年時平薨十年
 旱十三年右大臣源光薨十四年正月京師火六月
 大水十六年三月大風雨十七年大旱廿二年旱延
 長元年文彦太子薨復菅公官位七年洪水八年六
 月廿六日雷震清凉殿大納言藤清貫右中辨平希
 世等數輩震死帝遷常寧殿召僧尊意加持聖體九
 月廿九日帝崩朱雀天慶四年八月僧道賢見菅公
 於金峰賢改日藏事出道賢上人冥途記天慶五年七月西京七條
 坊門女子文子とりふそのふ公託して右近馬場
 小止る事見北野縁起村上天曆九年
 三月十二日近江比良社稱宜神主良種子太郎九

とて七歳なるに、神託して我至らむ所ふを松を
生さくあり。良種右近馬場小行むらひて。朝
日寺往僧等小相議をほと。一夜小松數千
本生して忽小林をさす。事見天滿天神託宣 琉球
記云。封王第十代、王尚元の時、小古米村の林氏太
夫といふその常に

いづく小も梅さへあらはるればと志ま心成く
小外子をつれそ

といふ歌を吟して神を祭る。後入唐船の上使と
至。漳州梅花海まで船覆船中百工皆溺死林氏い
とり梅枝小取つきて活し。他船小乗りて歸る遂

小天滿宮儀は川先師小恭靖いとく管公外戚の
氏の子弟はこれ権を抑むとの志ありしは藤
々るをいふと云く

冷泉以後八代の間攝家の人々權を專

小せらば一事付天子院號始の事三

冷泉院を村上第二子。母を中宮安子。右大臣師輔

乃女也。天曆四年五月生れて七月立太子。中間按

ずるに村上九男あり。長を廣平親王藤原元方

冷泉圓融共小藤氏具平代明親王為平を四男を

社と名源高明の賀故立られんと云く。この村

上在位久しく康保元年四月中宮藤安子崩しそ

の妹登子をむらへて寵す。これを帝兄重明親王

の室也。中宮ハ參られ一時小帝通さる。今は重明
ヲ薨一。中宮も崩一。多ひと色を迎入られ一。とき
うら朝政衰ふ。時九康保四年五月小崩一。終ふ。十
歳。在位廿一年也。三。くて冷泉院踐祚。五於凝華
舎。十八。從舅左大臣實賴為關白。古事談小紫宸殿
小して即位あり。十大極殿。て此事を行きさ。
とめてみる一。からん歎との事也。小野宮殿高
名此事也と云く。江談續古事談等に帝抽神劍開
神璽の事あり。大鏡小此帝に元方此ものけけ
ハ一。ま一。てあさし一。う糸一。と按る。小村上長
子廣平を元方の女孫生免る所也。り此をさ一。を

さて帝茂以て嗣とをられ一。故らや。江談小いそ
く天慶征討使朝議欲以元方為大將軍。元方聞之
曰。大將軍所言。一事以上。國家莫不致用。若致拜大
將軍者。必請真信公息一人為副。因茲寢此議。此一
事を以て見るに。元方剛直の氣あり一人也。安和
二年三月。左馬助源滿仲。武藏介藤善時告く。中務
少輔源繁延反す。これ多左大臣源高明。延喜第十
官の謀。小て帝を廢一。其婿為平を先帝。六子。號西
めむとの事也。とりふ。太政大臣實賴。右大臣師尹
奏して。高明を太宰權帥。小る。剃髮を一。めて出
す。繁延。僧蓮茂等を捕て窮問る。に藤十晴も延喜

子與黨のり、みてこれを捕て皆之流刑。高明の家をやく或ハ滿仲此ハ八月帝傳位於皇弟。在位三年。此後四十二年を経て。一、此帝より以後、條院の寛弘八年十月崩。壽六十二。天子皆院號して諡なり。正統紀ハ此帝より天皇の號を申さば、又宇多より後諡を奉らば、遺詔ありて國忌山陵儀置れざる事ハ君父の賢道ありと尊號儀より免らば、事を臣子の義ハあらば、神武以來の御號を皆後代に定まり、持統、元明、元正、此より、遜位或は出家の君も諡を奉り、天皇とのと申しめば、中古先賢の義ハ此とぞ心儀得ぬ事にて侍る也。

圓融を冷泉同母弟、安和二年九月即位。大鏡ハ此ハみこと東宮小宮を降ふは、いと聞ふく、いみじき事とぞ侍れ、是ハ皆人の志ろく、免れざる事なれば、長くとく免侍りぬ。按るに、大鏡ハ所を、為平を立決して圓融、太子とす。又源高明を流せ、頼成さす。は、初村ハその長子、廣平成す。劇ハ冷泉乃生れて三月、小みたまを幸太子とせし事、尤あやまりたり。冷泉の狂疾あり、そのより太子とす。位を傳へらば、一、そあやまりたるは、次、村上崩し、その

ら實頼為平をよそ、圓融成太弟とせし事は、
 為平の帝の同母弟を重とす之と云。源高明の
 女其妃をばる。為平より傳位をうけ、高明の
 女に藤氏の權を奪ふべしとおもひし故也。
 高明終小罪せられしも、世人實頼の此舉を議
 するその多き故のみつらき疑懼の心ある
 の故なるを慮し、さうさ此事に村上始しあやま
 りて、實頼その何やう怒れしやせし也。

實頼攝政隨身兵仗、牛車内覽の宣旨あり。時、天
 祿元年五月薨、一歳贈正一位、封尾張公、謚清慎公。
 關白攝政、帝の外舅右大臣伊尹攝政、三年四月、

源高明歸京、十一月、太政大臣伊尹薨、一歳贈正一
 位、封參河公、謚謙德公。攝政伊尹弟兼通内大臣小
 任、中納言關白、天延二年、貞元元年、五月、
 宮殿災、六月、至七月、地震、帝后在兼通堀河第
 后は兼通女、二年、兼通奏以左大臣源兼明、高明為親王、
 任中務卿、陽尊之奪其職、十月、兼通因病而讓關白、
 於從弟頼忠、實頼奏我弟兼家女受寵於冷泉上皇、
 而誕子、故有復帝位之志、請貶大納言為治部卿、
 復請處流死之刑、帝不許、兼通三木、
 兼通中納言の時、兼家大納言、兼通中納言、
 頼忠と相識、兼家を害せんとし、心也、十
 一月、兼通薨、一歳封速江公、謚忠義公、天元元年、八

周四君の姉三君小通一々ら。法皇られりや
通一々と疑あり一々をて也。法皇恥てい
こさ一々と事あらりて伊周筑紫小流さ
はこれらの事一々て觀まを帝の不徳を志
れ

一條を圓融院の長子。母を梅壺女御。即兼家の女
を。花山即位の日東宮ふ。花山遜位乃日
兼家速小参内して東宮を位ふ。七
つうら攝政となふ。此時小頼忠關白を辭セの
時冷泉を太上天皇といひ圓融花山共小法皇とい
ふ三上皇永延二年八月兼家の二條京極第成源

頼光獻駒三十四。永祚元年六月前關白頼忠薨十六
六封駿河公。謚廉義公。正曆元年正月帝元服十五
月兼家因病薙染。歸東三條大入道。讓攝政於嫡子
道隆。以兼家為准三后。執政出家。七月二日薨六十
病中出家。故無謚。棄宅為寺。號法興院。攝家院號の
年六

按一々に冷泉以後天子院號一々。今兼家薨
て院號を稱一々尤以て僭上といひ一々
十月梅壺皇太后為尼。歸東三條院。皇后院號五年
使源滿政平。惟時源頼親源頼信等分捕群盜古事
談小頼信ハ町尻殿家人也。常欲為其主殺中關白。

頼光止之曰殺得不定。一雖殺得汝主為關白不定。二雖為關白而事露則事汝主不定。三云々。長徳元年三月道隆因病雜染奏請其子伊周為假關白。既而薨。一歲四月右大臣道兼為關白。五月八日薨。十一日道兼弟道長の左大將を關白とす。是女院乃心なりといふ。大鏡小道兼花山茂をうけたる功ふりて父の多事に關白を讓座さるを恨み居喪時悲の體なりりと見ゆ。正統記云。道隆病ありて其子内大臣伊周とらうく相代りて内覽とられり。相續して關白を多しと存とられり。小道隆うくまそやうて弟道兼なれぬ。

七日といひしあくまうをうけたぬ又云道長大納言うそたハセいら内覽の宣をううふりて右大臣まてりうそられり。延喜天曆のむらしを思召ける小や關白ハやめらた。正統記云。長一條の時關白ハあらず。七月道長為右大臣。朝政を總ふ。二年正月伊周流さる。伊周を道隆の子にて嫡流をたと。道長小超らた。殘恨み且々又花山法皇を射りて罪まうりて道長姉の女院へ申してうく行へ也。三年伊周歸る。こたを伊周妹の皇后誕皇子故也。長子敦康親王也。八月源滿仲卒。八十長保元年道長女彰子入内。

藤壺の女御とりふ。その、ら中宮定子崩し。彰子
 為中宮と申せしなり。寛弘五年、伊周を准大臣
 賜封戸ふれ。儀同三司といふ。八年六月十三日、
 帝病傳位於東宮居貞三條院。二十日崩三十一。在位
 廿五年。續古事談云。帝寒夜に御衣を脱とられし
 上東門院の仰ありし由見ゆ。古事談云。源國
 盛越前守小任と一時藤為時女房小就て上表す。
 其辭いよく。苦學寒夜紅淚沾袖。除目春朝蒼天
 在眼。帝覽之不食而卧。涕泣道長聽之。忽召國盛上
 辭表。以為時任越前守。國盛家中涕泣。國盛自是鬱
 及秋任播磨守。遂卒。正統記云。此御代ハハさる

へさ上達部諸道其家々顯密僧多てまゐる。林
 たる人多うり。此れ帝もこれ人成得とふ事
 ハ延喜天曆ふまきまきと自賛とと終ひる。林
 氏の説ふ。兼明親王乃乎源伊陟獻菟裘賦。叙云。君
 昏臣諛。無處于想。賦云。扶桑豈无影乎。浮雲掩而下
 昏。叢蘭豈不芳乎。秋風吹而先敗。帝自書之。藏篋筒。
 崩後道長見之。破棄焉。古事談云。は帝範の去讒篇
 の叢蘭頗茂。秋風敗之。王者顯明。讒人蔽之。とあり。
 ハさこれ道を道長この事を思召てうく。め終ふ
 ころきて破りしと也。伊陟獻賦事古事談云
 三條々冷泉第二の子。母々兼家此女也。一條即位

任疑信誤

水當作本

乃日東宮少子^{十一}。寬和八年六月受禪。道長執政^四。帝目を患て傳位。在位五年。仁元年五月^{十一}崩。古事談小。道長請ふ事あり。不聽。道長退出。敦儀親王召^二。親王^三を稱す。道長婦奏曰。如此生宮達立^四。板敷上名執柄人乎。經任卿。說云。不婦。罵親王直出云。後一條ハ一條第二の子。母々道長乃女也。三條即位の日東宮とす。水鏡云。一條院御惱のわり仰ら^五。れ^六も^七。す^八。は^九。次第の^十。御子を春宮とす。後見す。人なまふ。り思ひふけ矣。此宮をば立奉る也。御子の

とハ敦康也。此を道隆の女定子。皇后の所生也。定子ハ伊周の妹。長和五年正月受禪。外祖道長攝政。此日三條の長子敦明を東宮とす。此帝東宮の時。傳の大納言砂金を寛仁元年三月。道長讓攝政。於嫡子頼通。此道長内覽。自後一條の御代の始。攝政と見え。此年五月。三條上皇崩。八月。東宮敦明東宮をのり。皇弟敦良を東宮とす。帝同母弟を敦明を小一條院と申す。此のち冷泉乃統を絶り。三條の子ハ人あり。と敦良を立り。大鏡小栗田殿花山院をす。たろし奉り。左衛門督小一條院をす。奉り終へり。帝東宮にあり。たてありぬ。

讀史餘論

卷一

三十一

へさ御夢といふと出来小しき

按るに左衛門督といふも栗田殿の第二子
兼隆也。此兼隆の長女敦明の弟敦平乃親王の
室と云ふは故小敦明をすうたるを
や。林氏ハ道長父子又按する小道長三條の子
をたてさるを彼帝在位の時より君臣乃間隙
あるは故なり

二年正月元服。三月道長納女為女御。帝の三年
三月道長薙染五十一入道殿と云ふ。十二月頼通辭
攝政為關白。四年道長造法成寺。堂殿と云萬壽
元年三月京師多強盜。四年道長薨。六十三代の間

恣權三十一三十餘年。一條三條後一條并東官共小その
女婿也。長元元年六月上總介平忠常及四年四月
甲斐守頼信平之。九年四月帝崩。九
後朱雀と一條第三子とて。後一條の同母弟也。九
歳よりて東宮。廿八歳して受禪。外舅頼通關白と
り。長曆三年三月山門衆徒頼通小書を呈し。明尊
ハ去年冬智證の門流也。非慈覺派不可任座主と
いふ。頼通不聽。山徒憤怒。伐頼通門柱。使平直方禦
之。死傷者多。長久元年九月神鏡やちり。在位九
年にして崩。七正統記云。天皇賢明をまると執柄恣
權と。故政迹聞えを無念ある事なり

後冷泉之後朱雀第一の子。母は道長第四女。十三
して東宮。廿一歳して寛徳二年正月。受禪外舅頼
通為關白。永承六年。安倍頼時反。使源頼義為陸奥
守兼鎮守府將軍伐之。康平五年冬。討平之。凡十
位廿三年崩。四十

良房 攝政五年 清和至貞觀元

中間十三年攝政 貞觀五年

基經 攝政四年 陽成元 慶元

關白十一年 元慶四年 光孝守多

中間四十年攝關 宇多寬平三年迄後

忠平 攝政十一年 朱雀慶承平元年 無攝關

關白九年 天慶四年 曆三年 至

中間十九年攝關 天曆三年 次

實頼 關白二年 冷泉康保四年

攝政二年 圓融即位 元年

伊尹 攝政三年 天祿元年 至

無通 關白六年 天祿三年 至

頼忠 關白十年 寬和元年 小至 花山

兼家 攝政六年 寬和元年 至

道隆 攝政三年 正暦元年 至

關白三年 正暦四年 至

道兼 關白二月 長徳元年 或曰七月

御堂入道
宇治

道長

内覽廿一年

長徳二年より三條長和五年まで

頼通

攝政四年

後一條寛仁元年

至四年

關白四十九年

寛仁元年より後冷泉治暦四年迄

凡十二代百四十九年實頼以後ハ九代百九年

按もろ冷泉狂疾ありて遜位ふ、ふねめて

同母弟圓融繼位、その、ち冷泉圓融の子ハ

るく帝位ふ、さたり、後一條ハ後ハ圓融の皇

統のニ嗣位よて冷泉ハ帝胤ハ絶とり

又按、小野宮殿嗣絶一事、藤原忠文ハ冤罪ふ、

るしをいひ傳ふまと、村上の詔ハ弒つて為平

をすて、圓融をまて冷泉ハ東宮とし、西宮殿を

とひて流刑して、無辜の者多く罪ハ處し、又冷

泉をちりして圓融をたて、うれしの類、姦邪の

人とりふ、無通のよつきをりし、事前中

書王兼明の權をうとひ、且る、弟兼家と志

ひて、冷泉圓融兄弟ハ間をあくし、三條をあ

やふめむとせ、類ハ、ふま又姦邪の人也、道隆乃

嗣微なり、其子伊周隆家ハ不忠の罪ハ、

社ふれま、町尻殿の嗣ハ事ハ、花山院を

すり、たりして、其功ハ、けりて、父大入道殿

不恨をふくみ、居喪ハ、いま、り、悲傷乃色ハ、さり乃

類不忠不孝の人ハ、天の報應ハ、あらずすと

いふ事

。後三條院攝家乃權を抑さひし事變
 帝之後朱雀第二乃子。母は陽明門院とて。三條乃
 皇女なり。續世継。後朱雀寛徳二年。正月十六日。
 位を後冷泉小譲り終ふ時。病ふ。大納言能信關
 頼通の二宮尊仁（は）を僧ふな（し）ふ歎と申す。帝
 弟也。此（は）次乃東宮を多（く）と仰らふ。然らばよく御
 定ある。と申す。帝東宮の定ハ遅らうと仰
 ら。關白頼通申さる。重て其沙汰ある。と仰
 ら。能信さらは今日お中に仰出さ。此志らうと
 申す。と申す。即決定。と申す。占事談。小帝

新帝後冷泉并（は）新東宮後三條院御事後三條院御事後三條院守治殿頼通

被（は）仰置の處春宮御事仰ら終し時。御返事申さ
 一め終ら。不受能色あり。後冷泉小を男（は）。齊
 申す。一按時。小帝十二歳。東宮小。能信
 人あり。同月十八日。後朱雀崩。終
 を以て東宮大夫とす。東宮小。ある
 一と。東宮既小定終らうと。東宮小。ある
 事廿五年。静小學終ふ。大江匡房御師範。退居
 名出。續古事談。後三條院をい。の學
 生と問ひ。匡房思ひ。け。やうに。佐國
 かと。やな。い。ふ。長方卿ハ聞て泣け
 り。正統記。小帝坊。時より頼通三代乃執政とて

五十餘年權を專ふせし事成ありとす小思召と
 ころにて隙出来てあやふと思召との事あり
 即位の日于時帝三十五歳頼通關白を辭して宇治小退
 居其弟教通二條關白と社と事の外に威權なり帝
 詩歌に御製を多く世に傳ふるあり後冷泉の季
 小世中あはれて民間に愁ありて帝四月即位あり
 くにあはれおとさるも及ばぬ小世中ををりけ
 り始て記録所を置いて國々の衰をなをけ終たり
 延喜天曆以來より誠ふうこさ御事也此時
 子執柄の權抑うせれて君みはらう政成たり終ふ
 事に歸る古事談小大嘗會の時乃冕を應神の物

也後三條院の御頭ふえてたぐあもせ終ひを
 御自讚と云く續古事談小東宮御護刀壺切ハ昭
 宣公乃物也延喜儲君の時奉らる自是代代ハ東
 宮小わさるこは帝の時後冷泉よりたさ社を
 後冷泉崩後もと先出し教通關白の時獻す立坊
 廿餘年さてやまき今ハ止らせすとをこ申せし
 小神璽寶劔えははらうりりく廿餘年過りて
 何う苦うらんとして止まひき其後程ふく二條
 内裏に火小焼て刀ハうり殘るを柄鞘を造
 て進らせふ也又云堀河右府頼通の弟三木の
 時前齋院をとるこ免て家小たぐ後冷泉ハ宇治

禪之内記

續古事談

卷一

三

殿小憚り多し。問降ささりしを帝ハ東宮ふね
 をして殊に外憤多し。あはき吾一人の妹もてを
 ちさものをと仰られ。即位に後追こめさふ。不鮮
 延久に間名仕ハ終女。白河の御時召出さ終て。大
 納言とそなき社一也。又云。後冷泉の季過奢。上官
 の車外金物を用ふ。此帝の代始ハ幡行幸に鳳輦
 を侍て見物に車乃外金物をぬりさう社をり。中
 の金物ハ御覽をさうらうハぬり社を。故小今に
 用ふる也。賀茂行幸の日外金物車一輛もな。又
 云。此帝犬をくまを降し。内裏のやを犬を取す
 てもく蔵人小仰を社を。犬をふくはをさふとて。

京より始て諸國少て殺す。聞名驚々終を又殺さ
 去。續古事談小。帝東宮に時。天下の政をくく聞
 をささう。即位の後まゆくの善政を行ふ。其中
 諸國重任に功とりふとくなく。停止をうれしふ。
 興福寺南圓堂を作りしに。國に重任を關白教通
 枉て申す事度。にねらひ。帝怒て攝政の重くね
 そろしき事ハ。帝外祖なと。事な。我々何と思
 とむとて揮鬚。て仰を終を。教通座をさうて出さ
 とて。藤氏の上達部皆罷りて。春日大明神に御威
 を今日うせ果ぬると大音にいひをさ。氏の公
 卿一人を殘らる退出す。帝と社を聞召て。關白并

小藤氏諸卿を召返さして、南圓堂の成功をゆふ
 ざる。古事談小宇治殿平等院をうてらして、宇治
 邊多く寺領に打入らぬ。帝以て恣ふ事ある
 や。檢注ナレトて官使を向らぬ。頼通を
 聞て、平等院門前小錦に平帳打て、種々乃儲とを
 用意して官使をまつ。官使恐れて不参向止ぬ。續
 古事談續世継等小帝宸筆に宣旨を大神宮へ獻
 らせんとて、匡房御前にあり。小讀らうを
 其辭小我即位の後一事として僻事と次と以ふ
 ことをうき終へり。匡房此御辭いづく侍るらんと
 申けられ。事の外小怒らぬ。何事を思出しそ

はいふと問ふいふ。實政小常陸介隆方を起
 させられし事。いづく申され。さは事あり
 と思召出きも様よく色なきをり終ひ。讀まて次
 宣命を持て内小入陸ひき。此事をこし。先帝東宮
 乃時春日に使に東宮學士實政に向ひ。小隆方
 小辨ふて下る。和泉木津よく實政まつ儲て渡ら
 んとせし船をたし妨て侍讀する者も小急く
 そふとゆふ。實政小東宮の學士實政なり。此事
 を訴申すをや。ら思召なり。古事談小實政
 國守小拜し赴任の時。東宮御錢別小州民繼為甘
 棠詠莫忘多年風月遊。小州民繼為甘
 政白河承暦四年。三木左大辨使三位。應徳二年。實

三木正三位下。太宰大貳となり。堀河寛治二年。八幡宮訴よりて。且州へ流され。七年。小五十五歳。其後即位あり。實政左中辨を望申せり。文章博士。露はり。理なき事をほす。い。て。ふ。事。を。申。す。正。左。中。辨。小。始。て。五。位。蔵。人。乃。任。辨。也。蔵。人。帶。之。頗。清。樞。也。近。衛。中。少。將。中。有。才。名。之。人。遷。任。或。兼。之。又。為。規。模。矣。又。中。少。辨。之。間。權。官。一。人。必。任。資。仲。中。納。言。其。時。蔵。人。頭。也。之。仍。謂。之。七。辨。云。一。の。か。さ。ね。て。實。政。申。事。侍。り。木。津。に。渡。乃。事。を。一。日。よ。て。思。志。り。侍。ら。む。と。奏。し。々。れ。帝。沈。思。の。體。ふ。て。此。理。天。照。大。神。小。申。請。じ。と。左。中。辨。小。加。ら。れ。し。る。也。此。の。あ。り。た。乃。陪。膳。ハ。隆。方。の。番。也。

を。社。小。む。ひ。て。え。物。と。い。ひ。と。仰。ら。ま。て。内。小。て。供。御。を。参。り。奉。り。隆。方。終。小。辨。成。辭。し。て。ふ。そ。社。ち。宇。治。大。納。言。源。隆。國。を。先。朝。の。寵。臣。み。く。東。宮。小。は。無。禮。死。事。と。ま。あ。る。即。位。の。後。彼。子。息。等。に。事。乃。つ。ら。て。罪。科。あ。る。一。一。と。思。召。す。時。小。權。中。納。言。隆。俊。殿。上。伺。候。に。體。を。小。節。と。窺。見。と。ふ。小。威。儀。容。貌。政。事。并。に。當。時。無。雙。ふ。り。ま。し。う。れ。な。ら。ん。に。を。朝。に。先。不。可。然。二。男。宰相。中。將。隆。綱。を。見。給。ふ。小。齋。宮。寮。乃。申。と。狐。を。射。殺。の。罪。あり。や。や。や。や。との。陳。定。小。帥。大。納。言。經。信。白。龍。魚。服。懸。豫。且。之。密。網。と。り。う。ら。い。ひ。て。る。ら。ま。た。ま。又。あ。る。人。

射よりといふとも、其狐正しく死なざるを見ず、科不重と申す。其日の定文を隆綱執筆とて、雖有飲羽之名、未見首丘之實と云々、今を御覽して、隆國の宰相中将、茂過分ふたもひいへり、思召けむと仰られて、近侍茂ゆさされ、今ハとて三男四位、少將俊明、茂つみせられんと、思召む時、忽ち内裏焼亡、帝腰輿小駕しへ出んと、隆ふに、雜人南庭小入て、其隙なく、安坐し、まふことなく、たぐせ隆ふに、俊明頗遅参りて、其あまさま、茂見奉り、みけうら弓を執て、走廻り、雜人をうら退けり、

安坐し、隆ふ、其時仰ふ、今日俊明の力ふりて、耻を見、是運未盡の故也とて、三人皆近臣となりて、肩を比をもる人なり、續世継ふ、此時帝南殿小出、まひし、誰も参らぬ、見知り、まひぬ者、すくやの、小走廻て、神鏡出し、右近陣に御輿尋出して、階小く、まひのせ奉り、たれを、たのれ、誰とあまし、左少辨、正家と申す、辨官をら、は近く侍へとあり、正家、匡房、一雙の博士なるに、匡房ハ朝夕小参り、正家を御覽し、ま知らぬ、ま官、茂具し、名對申さ、たり、ふつ、ま、いと、ある心也、大極殿、前朝、小やけて、十年を経ふ、即位、後、は、ま、始、終

帝有剛明之才而不及天智

い延久三年八月落成四年十二月讓位在位四年白河
延久五年五月崩四十一歲古事談頼通時小出家して
宇治ふりり帝崩を聞て食をとくわ著をたぐく
歎息し末代に賢主なり本朝運法よくて早く
以て崩御也といふあふ人夢小異國ありあは
れしを直さむとて此國を去り終ふと見し
也白河位残つてて親政しまひ事ハ下に詳也

讀史餘論卷一

讀史餘論卷二

筑後守從五位下源君美著

萩原裕校正

○上皇御政務之事五上

白河ハ後三條第一子母は中納言藤公えり成の女を
大納言能信養ふて後三條東宮此時小御息所小
参らせしより白河十七より東宮小より廿歳
より受禪廿一歳より政成みりより終ふ關白
は教通たり承保元年二月前關白頼通薨三十二
年九月關白教通薨八十十月左大臣師實を關白
とに續世継ふ此帝人の侍らされとなす終ふ

正徳也。まぐく一。臨ハ。六條修理大夫顯季世覺の
 社とを宰相はふら。御氣色さ。正統記。顯季は
 ま。た。ら。く。人。此。事。也。と。仰。ら。ふ。院。の。御。乳。母。の。夫
 り。又。顯。季。中。納。言。と。の。關。白。な。と。い。ひ。し。ま。弁。ま
 ず。ま。む。と。思。ふ。詩。作。ら。て。を。い。う。な。ら。ん。四。韻
 詩。作。る。の。こ。そ。弁。ま。は。を。此。と。仰。ま。は。驚。て。好
古事談小。大政大臣藤伊通二條院小。參ら七
不書消息人至卿相事始藤俊忠とあるさ
此たり。按ふるよ。二人の事。堀河の時なり。古事談
 小。帝。曰。我。是。文。王。也。不。必。以。稽。古。大。才。謂。文。王。我。抽
 賞。匡。房。非。尊。文。道。乎。尊。文。道。則。謂。文。王。也。此。時。人。才
 た。ほ。く。出。た。り。歌。小。は。藤。通。俊。顯。季。源。俊。頼。詩。小。は

藤實政敦光詩歌小は匡房詩歌管絃小は源經信
 等あり。後拾遺金葉集也。此時撰ハ。續本朝秀句
 も撰とせら。續世継小。御弓なと。ま。上。手。ま。て。お
 ぐ。一。は。一。け。る。や。池。に。鳥。を。射。た。ま。し。ら。ハ。故。院
 の。む。つ。ら。せ。給。ひ。な。く。仰。ら。れ。ま。ふ。又。此。帝。は
 御。心。を。へ。ま。も。く。ま。や。は。一。ま。を。た。ま。し。ま。し。け。る
 け。り。を。後。三。條。院。小。似。參。ら。せ。給。へ。り。ら。く。て。在。位
 十。四。年。ま。て。堀。河。小。位。茂。傳。へ。給。ひ。院。中。ま。て。政。を
 志。ろ。一。ま。は。廿。四。年。ま。て。傳。位。政。務。五。十。保。元。物。語
 小。白。河。重。祚。心。ま。し。ま。し。く。て。出。家。あり。ら。と。
 法。名。を。は。は。り。を。給。ひ。天。武。の。例。茂。思。召。ま。る。た

や。重祚乃御志ぬらかりなる。それふたつねに院
 中より御政務ある事。とく道理小もりむ。王
 者の法よりをさるへ。正統記小孝謙脱履の後。廢
 帝ハ位小居終ふはり。とみえとれと。たりのな
 ら。嵯峨清和宇多を譲てのりを終ふ。圓融
 乃御時をやりく。とせ終ふとも有りにや。院乃
 御前より。攝政兼家承て源時仲茂三木よな。され
 一を。小野宮實資乃大臣は傾け申され。さまは
 上皇より。まを。主上幼き時は偏小執政の政也
 三。後三條踐祚時頼通即ち關白とやりて。宇治
 小は。そり。弟教通關白た。り。いと。其權をな。り。ま

一々此御代小は院より政をさ。う。せ終へ。執柄
 は。く。職より具りたるは。う。ま。なり。され。是。う。ま
 め。う。ま。を。う。た。を。一。變。す。ゆ。ふ。や。執柄世茂行。ま。り
 一。と。宣旨官符より。こ。そ。天下此事は施行せ。ら。れ
 一。と。此御時より。院宣廳の下文を重と。さ。ら。終。く
 一。と。終。て。在位乃君又位小。そ。れ。ゆ。終。へ。る。は。り。り
 也。世の末を。ま。ゆ。う。た。ふ。ゆ。へ。ま。う。や。又城南鳥
 羽小離宮を。た。て。土木に功大。よ。起。る。昔ハ。り。位
 乃君は朱雀院小。ま。ゆ。こ。れ。を。後院と。を。冷然院
 と。え。い。ふ。此帝を。か。れ。所。と。う。は。り。白河。と。ま
 後。ハ。鳥羽殿。茂。以。て。御座の本所と。定。免。ら。終。を

院中乃禮之是らるる始まるるを。續世継小。後二
 條大臣師通よりこそあり位は帝の門下車をりるや
 うやをあるとあたまひり。が社くくまふて後
 小。すこし息たるとつた人やハ侍り。正統記小
 此帝白河小法勝寺をりて九重塔をり昔は御願
 寺小こえ。永保三年此後代こ小打たき。御願寺建ら
 せ。造寺熾盛の誇あり。造作たき諸國重任なりと
 いぬ事多くなり。受領の功課も正し。らら封戸
 莊園多く寄られ。諸國に費となす。續世継小
 三條ハ五壇御條法も。國やそこをハ社ぬら。後
 んと仰ら。圓宗寺をもあたらたく作り。ハ法
 勝寺を建ら。終一年。二月。仁和寺御室性信と二

品小叙了。皇子僧となり。位は賜ふと。あまふ小
 まふ。性信とは師明といぬ。三條の按ら。小。帝
 四子。大御室といふ。あまふなり。ハ男あり。六人ハ僧となり。此中第三子覺行法
 親王と申と。ハ法親王の始也。續世継小。後二
 條大臣師通出家乃後例なり。と。さ。され。小。
 内親王といふ事もあは。法親王もふと。の形か
 らむと。法親王小な。社。也。又金泥一切経を
 う川さる。此事乃始也。又殺生を禁。獵具をり持
 一。そのも罪とらふ。殿上の臺盤も六齋日小。こ
 る事なり。古事談小。加藤大夫成家不拘嚴制。鷹を
 仕。聞えて。使廳。仰て。早速參洛。門前小

みつゝら鷹をそ素下人二人も同一制禁数年小
 及ふふいゝ存して猶鷹を仕ふすて平朝敵
 小あらをやと也申ていこく宿小今一二鷹に
 下人候いて相具セ其は刑部卿殿相傳に家人
 なり女御所供沓料小毎日鮮鳥をあてら走關意
 あらは可處重科と也源氏平氏に習重科とは列
 首也獵の道小獲る日え獲ぬ日も何ぞ必定首
 を列らゆる命惜に如此と申さるるも
 のを可退放と仰出ら

堀河院ハ白河第二子第一教文早世三母は右大
 臣源顯房乃女を關白師實の子とてまいら

一也八歳少く受禪此日すの太子應師實攝政

す寛治四年小關白嘉保元年其子師通關白後二

と申在位廿一年廿九歳少く嘉應二年七月崩す

續古事談小堀河院ハ末代に賢主也天下乃雜務

を殊小御心に入ま臨ひ職事の奏を申文成御

夜居に又細に御覽して所小とさみ紙して此

事尋ぬ一此事重祿て問ふ一ふと手付ら書

て次日職事に臨む一通り細小聞召をた小あ

まめたま小重て御覽してさま々の御沙汰い

とやむ事なると也了人小公事勤る程な

をも御心に御覽一定めけらや追儼の出仕小

按職事補 任勅解由 次官平時 範歎四年 實治五年 六月五日 補承德二 年七月九 日任因幡 守

故障申さる公卿元旦小朝拜小参りたるを悉く
追入られし夜まで所帯あらむそのいうて
一夜の内小直依へき偽れり事也と仰せり。白河
院を聞召てさくともきらうと仰らまはる。あま
り此事也と思召ける小や又ある時の道遥小序
らく庵より人なり大業蔵人國資與才のそのりて
人不許五位蔵人時小之代うさなり其日帝人
一連句をゆせ終いに國資未句いへと仰け
れり。今日私の衰日也憚ありと申は殿上は曆を
めして御覽もした。已日なり已日に衰日いま
ふき事也ゆつて君を欺く連句いとぬ程のその

いうてか博士小成るべきと仰らせけり。昔を無
才の博士をあるその也なり。按とく小御相の詩
り。ぬ始も此朝の人也又吾才の博士あり又云あ
る人柑子花本を獻しとるを御庭小うへらまはる。
愛し多しむれり蔵人瀧口集めて木拈さしとて
家とほろまおなへり坊門左大辨為隆と此を見
てあ終ハ何事そさる事やあまきとて御倉を
小舎人を召て散こふこふたせしは木程なり
枯たりいふ小とえ仰らまはる。此為隆白河院小事
目珠の外重りてうさり小思召るを此次て
小申文あり申文五六通ふたりてむと思ひをらす顔
ぬらふて祭主大中臣玄言申請天裁事と讀け

此ハ大神宮の訴うれとて還望一也帝歌をこの
 ふそれをカふのこら奏と一也源俊頼藤基
 み給ふ事ふらくて世小聞え一人小源俊頼藤基
 俊周防内侍伊勢大輔をといふそのあり堀河百
 首又堀河院艶書合をとりつも此時事也帝又
 苗茂ふうせまひ野曲小長一多姉田樂の張行
 按とくに此時小至て文學漸く衰へより大江
 匡房中納言小なきを太宰帥小任と一此御
 時なまとこれを白河法皇は御心をく一
 年の戦源義親の事あり
 鳥羽ハ堀河第一の子母は關院大納言實季の女
 なる續古事談小堀河院皇子とそく出来給ひ

らは白河歎まひて鳥羽は御母后ハ入内也懷妊
 の後うは母坊門尼上賀茂小ありて男子を祈
 るひ一時は夢小明神衣の袖に居給ひてそのれ
 きまひ男子茂生魚一その巻たる物茂とれと
 一を見て驚て巻をけくられ一小けくらる
 龍ありてれをとりてつたよりて鳥羽院に獻せ
 りの衣ハ御正體とて四條坊門の別宮をはら
 の尼上けくられ又女一又參て女房小申てい
 くまらみまふは王子也老てまく木一まら
 一右の御尻小あごたハ一まらへ一とい姉實季
 出あつむとせした彼女ハうとまら生れまひ

小誠、右近御所、小恙たゞし、事り、帝ひ下社
 て八月、少て立太子、五歳にて即位、右大臣藤忠實
 攝政、十一歳、少て元服、永久元年正月忠實關白、保安二年
 二月、忠實辭關白、四十四三月、忠通關白、廿五歳、在位
 十六年、少て讓位、廿一歳、政事を白河の上皇、廿り
 四年、五十四白河を、本院といひ、鳥羽を、廿新院
 歳、少て崩す白河を、本院といひ、鳥羽を、廿新院
 といふ、白河花宴、保安三年閏二月鳥羽五十、御賀、仁平二
七日、なとりふ、此御時、事也、正統記、小、此帝の時、に
 裝束、少くふり、鳥帽子、額をとり、事も出来
 ぬ、花園の有仁、白河の第三官輔仁親王の一男、此大将
 臣乃傳、白河の第三官輔仁親王の一男、此大将

殿ハ、殊の外、小衣紋をこのと、絲へり、袍、長短ふ
 と、あまうた、調へく、其道、小をく、社終へり、昔は、奴
 袴中、ふみて、鳥帽子、まこはく、塗る事、あり、さ、此
 比、よりま、さひ、鳥帽子、さら免、鳥帽子を、折こ、の
 かりて、侍る、白河院ハ、御裝束に、参る人、ひま、はく
 ろ、ひさ、は、さい、なみ、ひよ、鳥羽院、此大臣、こま
 う、小沙汰、一多、ひ、肩當、腰當、えら、う、とり、め、冠、と
 め、さぬ、人、な、冠、鳥帽子、おま、雲を、う、ら、ま、社
 も、ざら、ま、は、落ぬ、く、衣紋の、雜色、とり、いて、蔵人
 小、ふ、一、え、此御家の、人也、院中、より、政事、に、終ひ
 正統記、小、鳥羽院の、御代、より、諸國、の、武士、の

源平乃家小屬、事をこむむ、いふ制符
を、事ある時は宣言、終りて諸國の兵を召具、
けふ、近代と、頼て肩をい、やうら多
くふり、に、よりて此制符は下さ、果して今
迄の亂世の基、る、いひ、ひ、事に成、小、け
り、又、白河鳥羽の御代の比、より、政道の古、さ、す、の
た、屋、り、衰、婦、詳、小、武家の下
崇徳院ハ鳥羽第一の子、母は待賢門院也、大納言
女と白河養て入内、保安四年、正月受禪、五關白忠通攝政、
了、六の時、曾祖白河を本院とし、ひ、鳥羽を新院と

いひき、大治三年、待賢門院の御願、て、圓勝寺を
と、川、四年、七月、白河は法皇崩、七、十、此後を鳥羽上
皇政を聴、ふ、七、白河世、は、七、時ハ、待賢門
院寵あり、て、男女の子、あ、ま、た、生、男五人、女一人、白河崩後
鳥羽憚、る、所、を、く、前關白忠實、ら、女入内、高陽院と
い、ふ、子は、三、木、藤、長、實、ら、女を名、て、女御とす、美福
門院と、り、ふ、一時、女院三人あり、中、に、美福門院
專寵、し、て、鳥羽の政、急、る、天承元年、十二月、故關白
忠實、上皇不謁、去、と、此、を、白河と憚、あり、し、や、也、退
居、十二年、より、始、て、出仕、去、既、不致仕、と、意、と、此、後
政、よ、あり、し、り、嫡子關白忠通と不和、し、て、二子頼

長を愛する事甚し。時小頼長十二歳。此保元の亂本。長元元年正月。忠實内覽の宣。三月。鳥羽上皇得長壽院を作り。三十三間堂を作り。平忠盛奉行。但馬國を降りて昇殿をゆるけり。此人白河の時。寵臣なりき。五年。五月。近衛生る。美福門院子。美福門院也。當今崇徳は養子となり。八月。立太子。中間保元の亂本。六月。忠實聽輦車。六月。准三后賜隨身兵仗。十月。雜染。六十歳。永治元年。鳥羽上皇雜染。九十歳。續世継ふ。御年四十ふたり。みよせ給はまると。年比の御本意も又降り。みよせに。年比の御隨身を止降て供せ給はせ給は給とも。寶莊嚴院作り。供養し。兵仗

ら。みよせ降ふて。みよせく。太上天皇の御ふるまい也。打は。八幡。賀茂かと御幸ありて。三月十日。鳥羽殿より御く。みよせ降ふ。五十日御佛事とて。みよせ降ふ。大路。みよせく。犬や。木積て。みよせく。車牛ふと。みよせ養ふ。御堂の池と。みよせに。庭の雀鴉ふとか。みよせ降ふ。山。寺。みよせ僧ふ。みよせ御布施。みよせ。みよせ。みよせの節も。みよせの御功德。みよせの御いとふ。みよせ也。人乃奉る物。みよせは僧の布施。みよせ成。みよせ。みよせ。みよせ。みよせの御所。みよせ。みよせ。綾錦。唐綾。唐絹。様。みよせ寶物。所。みよせ。みよせ。

てそ置きて此ふふを御布施ふをせ給へ。来
 む世に御功德いふはかき侍らん。白河院に
 一もまの所さうくはよのまひて。只うち
 見参ると紙や紙小書たる文に毎日小参らる
 御あたり見申す物を御置せ給ふてはらぬ
 のふとは御前に取出さば、事をなきて。た
 ふさきせき勢給ふて、たう一所に、
 此上下残と多く召はびた。其年
 十二月七日、讓位廿三續世継ふ。帝ふ事と
 起さんの御志はたを心よ

とせ給へ。院の御は、安き事と
 とせ給へ。院の御は、安き事と
 終ふ。其日辰時より上達部様との
 集ふ。帝より鳥羽上皇小度、御使ありて、蔵人
 の中務少輔師能、ハ、参り。又六位蔵人御書
 捧つて参る。日暮方ふそ神璽寶劔ふと東
 宮に御前へ上達部引つてきて渡り給ひ。此
 後山讃岐へつり崩。保元物語ふ。先帝に御
 恙をなしたる。給こぬふ。あふ。まひ。浅
 まいけき。古事談ふ。待賢門院ハ白河院御猶子の
 義みて入内也。うけ間法皇密通し。人皆これ

父橋
 ころかり
 十ニ

續世餘論

卷二

十

をまろ。崇徳院ハ白河御胤子と云く。鳥羽院之其
 由を知名て。叔父子とそ中さしめ給ふ。こまふよ
 了て大略不快少くやまゝ免まふ。鳥羽院最後ふ
 之惟方時小廷尉佐をめして。汝をよりそと思て仰ら
 る也。閉眼のころ。御遺言の旨候とて。うけ廻り
 入奉らる。社とのたまふ。

近衛院ハ鳥羽第八子。三歳より即位。關白忠通攝
 政す。此時鳥羽を一院とす。崇徳を新院といふ。
 天養二年。八月。待賢門院崩。久安六年。正月。元服。
 此月。左大臣頼長。女入内。實は徳大寺中納言藤
 公能女。○皇后といふ
 六月。攝政忠通。女入内。中
 官。帝中官ふを親く。皇后

ふを疎り。は忠通頼長兄弟に間彌不和。九
 月。忠通氏長者。十二月。關白。仁平元年。正月。頼長隨
 身兵仗氏長者。内覽の宣下。は社父忠實申行ふ所
 也。攝關ふらひ長者。并ふ内覽
 の宣。社ををいり。久壽二年。七月廿三
 日。崩。在位十四年。

後白河ハ鳥羽第四子。崇徳同母弟也。廿九歳即位。
 忠通關白より。古事談小。八條院。近衛同母女弟を
 暉子内親王
 や女帝ふを奉る。又二條院の今官。河後白
 の小宮
 とて坐するをやつけ奉る。をなと沙汰あり。を
 るに。法性寺殿。通今官の右腹小御座。ををを
 て。い。て異議あり。と議。は受禪

保元物語云、新院此時を得て我身了そ位を廢り
つらむと云、重仁親王ハ一定今度ハ終つと終ハ
むと待らむたハ一、天下に諸人を皆く存
と一處ふ思外ハ美福門院に御計よて、後白河院
其時と一こめらむてたハ一、後御位ふつを終
ハ一、高も賤も思外の事にたもハ一、此四
宮を新院と御一腹ふて、女院の御を免ふ共、に
御も、子を終と云、重仁に位一終つて終つむと
を猶猜みまひて、後白河をもて、参らる終ハ
て、法皇にも内と申させまハ一也、其故も近衛の
世を早く一と云、新院咒咀一終つと云、思召

々々、これハ依て新院乃御恨一ハ一、其子守仁
ふえと云、也、此時四宮雅仁を、其子守仁
二條を東宮と一、暲子内親王を東宮に養母と一
てハ條女院と尊號一、皇后からて暲子同母乃女
弟高松院を東宮に御休所と定められ、東宮の嫡
保元物語ハ、後白河即位の後、忠通世淳素ハ一、
ハ一、關白の辭表たさ、又内覽、氏長者
關白ハ付ら、兩様共ハ天裁ハありと頼
申させ終ハ、按、頼長内覽、氏長者ハ
れ、頼長新院ハ一、官重仁親王を位ハ即奉り
天下に事代執行セハ、やと思ハ、常に新院ハ参り

てどのるあまを、保元元年七月二日、鳥羽崩
 て後、あま夜新院昔を以て今を思ふに、天智は舒
 明乃太子也、孝徳乃子多うり、と位小つさ
 ひ、仁明ハ嵯峨第二子を終と、淳和ハ子茂さ、茂
 きて祚をふむ、花山ハ一條小ささたち、三條を後
 朱雀小くむ、我先帝ハ太子に生さ帝位を辱く
 す、上皇の尊號小つらふへくを、重仁こそ位小
 はく辱さふ、文にえあら武もあらぬ四宮に
 超らたて、父子共小愁と志つむ、然ま大鳥羽ハ
 下を奪むとふ、乃憚らあると、仰おはは頼

清盛その
 時ハ安藝
 守
 是は信西
 密謀を獻
 せしなり

長きく、免申す、内裏小ま此由聞え
 て兵をめす、源義朝、義康等ハ源氏ハ召小應す、鳥
 羽も此みた社あり、と思召はさし、美福
 門院へ遺戒ありて、内裏小まささ、さ武士乃姓
 名茂記、た、重仁親王ハ故、刑部卿忠盛、養
 君うて、清盛ハ其乳母子を、御遺戒に
 参りて、美福門院の謀りて、故院御遺戒小任と
 具して参りたり、新院ハ鳥羽の田中殿、白河
 の前齋院ハ御所、御幸ありて、義朝の父為義、
 の子四郎左衛門尉頼賢、掃部助頼仲、賀茂六郎為

宗七郎為成鎮西八郎為朝九郎為仲等六人を具して參ふ。清盛叔父平右馬助忠政父子も參り。賴長も宇治より白河殿に參らる。凡兵一千餘騎。これらよりさき内裏に關白忠通參内して賴長を流刑し申し行ぬ。これ謀反發覺乃事ある也。馳あけり兵一千七百餘騎。新院齋院御所より北殿へ入りたり。軍議乃時為朝内裏をやくと奏す。賴長不聽。内裏を高松殿より内狭しとて。俄小東三條殿へ遷幸。すなはち義朝をめて軍議あり。義朝奏していとく。清盛等をとめて内裏を護りみつら兵をひきりて夜討しす。

信西之議
賴長と大
小異也

信西為清
盛之地

へいと申す。新院北南都の衆徒一千餘明朝少納言入道奏す。臣の家乃事猶くらし。況や武事をや。一向義朝のむらひたるを先んずる時八人を制す。後小を多時八人小制せらるるといへ。今夜の發向尤也。清盛茂とめまらん事も然るべからむ。武士皆罷向ふ。早く免徒を討て逆鱗をやめぬ。まじり日比申所の昇殿小なるを疑ふ。應ららばとつゝ。義朝戦の場小臨てなんぞ餘命を存せん。只今昇殿して死後の思出に仕るべしとて。おの階上ふのほりしを信西こはいりしと制とて。成帝御入興あり。白河殿より武

者所親久をしく内裏をうぐさすて敵来る
 と聞えしは為朝其謀行まざるを憤りて
 八蔵人小なる猶怒りて不拜十一日寅時ハ
 軍始り夜明て義朝奏しく火を放し事成
 奏す信西承てゆるさゆやうて火を放し辰時新
 院頼長出奔北白河より頼長中流矢新院為義を
 召具し如意山小入て武士等と散し為義忠
 政三井寺にゆく新院ハ知足院の傍の僧
 坊小入て難染忠實ハ新院軍利を聞て橋
 を引き治南都へ出奔頼長も南都小にもむき舌
 残喰切て死す新院そのち御室へ入るひを

きり奉る十一日夜小入て忠通關白まとの
 氏長者たる子時はるに勸賞あり安藝守清盛
 播磨守下野守義朝左馬權頭義朝むし左馬助
 たる今權頭たるむと面目小あらはしむし
 付頭小なる重仁ハ出家清盛をしく為義をも
 とむ為義東國小赴きし忽小病て父子相失
 て義朝の許し来不忠政を清盛にかたし来不
 を奏して父子五人を誅死これ日比叔姪不快の
 上為義をらむ謀也
 とい為義をそとむし勅ありしを義朝二度
 して訴しと清盛より小叔父と成姪猶子とい
 へり豈父小異ならむやと怒らむし兼田次

郎政清を以てさるをたり。義朝第九人皆さるを。為朝一人のうけたる。近江、和田ふるを。九月二日小いけとる。湯屋ふかり違期、川を勇士たるゆへに流刑。九月知是院入道相國忠實も頼長同意のよゝて流罪の沙汰あり。小忠通訴し、ハその事なく、父子始て和睦せし。八月、子皆流さる。為長雲州。廿三日、院は讃岐へ流さる。師長土州、教長常州。八月の、長寛二年八月六日崩す、四十六歳。此日清盛義朝合戦す。て、白赤の旗さして、武士洛中を東西討、教使を以て両方伐御さつたあり。ハ、あつたを、今度の合の由を奏す。保元物語、ハ、いづく、今度の合

戦ハ前代未聞とす。小や、主上、上皇御連枝也。關白左府も御兄弟、武士、大將、為義、義朝父子也。此兵亂の源も、故院鳥居福美の御勸ふ、不義に御受禪とえあり。故也。七月十九日、源平七十餘人誅とられ、中院左大臣政真、大宮大納言伊通等議し、申さる。嵯峨御時、左兵衛督仲成誅せらる。一以来、死罪をとり、一條の御時、内大臣伊周、中納言隆家、花山院、茂射をり。罪既、小斬刑、小あり。法家、革申す。社とも遠流、宥らる。今、あつたを、死刑を行はる。さにあつたを、就中故院、乃御中陰也。かた

信西不保
此其身正坐

真王政也
三代之後
所未聞

言又餘言 卷二
此議不可然。多くの兇徒、叛國、小、のちには、
ハ、と社人を定て兵亂、其基、多、く、非常之理ハ
人主專にセ、ト、ソ、事有、重、ね、て、僻事出来らば、
後悔、なん、そ、益、あらむ、と、申、々、是、を、皆、斬、ら、ま、さ、る、
弘仁、小、仲、成、誅、セ、ら、れ、帝、王、廿、六、代、年、紀、三、百、四
十七年、た、く、す、る、死、刑、と、申、行、々、々、と、す、ら、る、
社、就、中、義、朝、小、父、を、さ、ら、せ、ら、る、と、前、代、未、聞、の
義、也、且、は、朝、家、の、御、あ、や、ま、り、且、も、其、身、の、不、覺、也、
孟子、小、舜、天、子、た、り、瞽、瞍、人、を、こ、ろ、を、事、あ、ら、ん、を、
臯、陶、と、ら、く、た、ら、は、舜、ハ、い、つ、く、一、と、も、な、ら、ず、と、い

ふ、小、位、成、齊、て、父、を、負、て、去、り、る、と、あ、る、義、朝、實
小、す、け、む、と、思、を、む、を、な、ら、る、其、道、な、ら、ふ、へ、こ、
恩、賞、を、終、ふ、に、申、ら、ふ、と、も、た、と、い、我、身、を、す、は
る、と、も、い、つ、て、是、が、救、ハ、さ、ら、む、誠、小、義、小、を、し、多
る、故、小、や、無、雙、に、大、忠、セ、ら、る、と、殊、な、る、勸、賞、も
ふ、く、け、つ、く、幾、程、も、あ、く、一、て、身、を、亡、し、け、る、一、を
淺、ま、し、を、社、正、統、記、に、評、是、小、同、一、又、云、保、元、平、治
ら、る、此、う、た、天、下、み、を、社、て、武、用、さ、ら、る、に、王、位、の
ろ、く、あ、り、ぬ、い、ま、く、泰、平、の、世、小、ら、る、ら、る、は、名
行、み、や、ふ、社、そ、う、

按、す、小、白、河、の、義、女、小、私、一、の、其、社、り、る、紙

此記述
又信令弟無
故父子取決

もて孫婦とり。その免す。然待てやうて天位
を嗣しむ。鳥羽また聚麀し。多くの男女と生
ず。免す。其子たふの罪あり。其母を寵し
て其子をふくみ。つひに艶妻ふ感ひて幼
子をうら。崇徳また其假父をうらみ。同母を
弟をせめ。忠實大臣として故なく幼子と愛し。
頼長長を陵るんとし。忠通又その弟と氏長者
をあらそひ。清盛其叔父。従兄弟。成斬て。義朝の
父と弟とを斬らむ。をさかり。義朝又朝命を
辭し。つひて父と弟とを斬る。後白河其兄と何
らそひて。これを流し。その功臣等をして其父

子兄弟をさし。つひに父父うら。子
子たらす。兄兄をさ。弟弟をさ。夫夫をさ。す
婦婦をさ。妻君君たら。臣臣をさ。次と。北畠乃
准后。いづゆる。名教のや。少終。一言以て蔽へり
といふ。一

頼長ハ忠實の愛子。信西小學ひ。其兄忠
通。詩歌手迹。ふきくみ。なるを。朝家の要事に
あら。いとね。五常を正。賞罰をわ
ら。政務を。善悪を。け。時人
悪左府といひ。と。眞實は心。る。い
舎人。半飼等。乃道理。を。申。くる。事を。天後

てたつと申々れをその顔をはしくと申をりて
 涙らむ詞をなきてうなるさむいを後四年を
 經て頼長のの時病をとふ事ありけり。卧ふら
 龜トと著莖とは事茂論セに左府龜ト深トと
 て事の外小論一ありて入道遂ふまけぬ。さて
 入道今は御才智既小朝よりあり終ひたり。御學
 文入庭うらす。若猶とさせ終り。一定御身は業
 となる一と申して退出せり。此事を自讚して
 日記にそまるとたつれに保元物語小弟子を見
 る事師ふとるなりとふ事あり。こそ御學文を
 め申るにあらし。才智はらるるもふ所を誠

め參らせむ。ま川御心誠ふ心ありてうら
 さ御心とせの上は御學文しそ然る一者何の
 まくて内外の鑽仰う一心のそ免也

按むに、此物語小評と一所は志の也。と終
 通憲うかくいひ一所を志うはあらし。ば
 勸め一所う、智をさ免終一と一を見
 れ、徳を修め終一と志いとけり。ひとりの頼長
 の身代う一なひ一をみふあらは。信西の終を
 よくせさる一そぎ才智を以て學とを一謬
 小ら終る歎

亂後帝後三條の例ふるをて記録所をきてむ

より政をこし、御乳母乃夫少納言入道を寵任して大内を造らせ、白河の後、始て造らる洛中残を掃き、古の盛時より之り、在位三年して讓位十三歳〇に後の事、下小詳を多

君相共小
童如古今
亦聞

二條院ハ後白河第一子、母は大炊御門贈太政大臣經實女也、保元三年八月受禪、十六忠通辭關白、其子基實為關白、十六天下の事ハ後白河聽さる、以下平治物語信西いよく任用とらる、平治元年十二月信賴義朝の亂起せり、保元亂後、二權中納言兼中宮權大夫右衛門督藤信賴ハ中關白道隆の後ふり、父祖を諸國に受領を経て、老後從三位ふ至り

然る小此人後白河上皇小寵任とらる、廿七歳より中納言右衛門督ふを、後大将を望申を、一を、上皇信西小議とらせ、一は、此事ゆゑ、二より、一より、二君の御政を司召を以て先と、叙位除目小僻事出来ぬ、上天の意小背、下民を謗をうけて世の亂る、端也漢家本朝其例に、三多し、三公小ハ列をきとも、大将を經さる臣の、三あり、執柄息、英才此輩を此職を先途と、信頼なとら身茂以て大将をけ、さは、い、驕を、さハ免て、暴逆此臣となを、天のなめに、らる、は、は、と、い、りて不便は思召され、らんと諫

ことげふそと思召御色ふうりうハ信西唐の
 安祿山の圖三卷をうりて獻せうと猶實
 ふもと思召事なり。信賴うくと聞て常に所勞と
 稱し引おもて馬のり弓引も足力持をとい
 とくふ武藝を習ひ信西伐滅さむたりと所聞え
 信賴其子信親を清盛の婿ふりて相謀らそ
 ひと思ひいふ彼ハ太宰大貳ふりて大國あり
 た孫ハ多く恨あらし。義朝を保元其功大
 て賞の輕伐恨をまじとたもひ日比懇ふらら
 ひ帝は外戚新大納言經宗御乳母子別當惟方等
 ふむつひうりて正統記ふ清盛は信西の縁者と成

て事の外ふ召仕ハる。信西清盛を滅して世を恣
 ふとんとそあり。此年十二月四日。平清盛其子左
 衛門佐重盛と熊野小詣しあうりて義朝と相謀
 り。九日子時小義朝五百騎を率ひ。信賴院御所へ
 参り。上皇を大内此一品乃御書所ふらへ。帝を
 黒戸の御所ふをさまいらせ。三條殿伐やま。信西
 う西洞院此宅をえ屋ふ。其子とも關官せしめ。御
 方の兵小除目を行ふ。信賴は朝餉の間ふありて
 ふ。義平は母方の祖父三浦介ら許ふありし朝
 ささうりて事ありと聞て馳上り。今日に除目ふ
 あひし。勢伐終りて安倍野ふ出むらひ。清盛父

子をうらて後小孫多一とて辭す。信賴ゆさ
次信西八九日午時一白虹貫日を見て今夕御所
小夜討入屋しと考りて奏とんを免に院參を
し御遊在中ふて子息等も御前ふあましうな女
房に申置家歸り妻の二佐小子供も考らせ
よといひ郎等四人具して奈良へ奔ふとて信樂
の峯うて忠臣君代りとりふ事をたひ出し
て十日朝右衛門尉成景茂都小返し見せしに舍
人武澤の來ふ小あひて變をうて入道ハ春日山
乃奥へゆさしといひ引返しうくとりふ入道
生ならん穴小埋らふ出雲前司光康五十騎うて

追うけかた月毛乃馬と武澤とりふ舍人を見つ
事て尋問て不呈出すふ以りた息あふ首うりて
十四日小獄門よりく正統記小信西そ才學の
心さうりかり考れと己の非を志り未萌の禍を
防くまての智考やうけさるるむ信賴の非をハ
諫申々れと我子と考ハ顯職顯官ふ上り近衛中
將ふとふはへなり三木以上ふ上る考あまうく
て失ふしらは是え天道ふたりふ所あまとは疑
なり十日朝六波羅よりとて早馬切目姓王
子うて追付く清盛まら熊野小参らむやといふ
を重盛諫て引返す兵具なりといへん筑後守家

本有下の
二字

言史記

卷一

貞長櫃五十合より鎧五十矢五十。腰竹の中より
 弓五十出し、別當湛増十騎を遣し、湯淺宗重
 廿騎、よてきたる。これこそ百騎よて返る。義平三
 千よて安倍野ふまると聞て四國へ渡らんとい
 ふを、重盛諫く家貞と共に勸めて歸ふ。其後信西
 の子とを流罪嫡子新宰相俊憲播磨中将成憲、
 言といふ。權右中辨貞盛清盛のむこ也。後小櫻所中約
 憲等ふり。僧俗とも男子十二人、女子五人あり
 り。廿三日、内裏よては六波羅よりきたる。とく
 さまく、六波羅よて十月より日よて廿六
 日に夜上皇ひる。仁和寺よ奔る。藏人右少辨
 帝も六波羅よる。經宗、惟方、信頼、うくと聞て
 御供あり

驚て六波羅を攻る。とて、廿七日、清盛内裏
 小をよて源氏兵をうらやふ。よて六波
 羅よりす。源頼政心かき、源氏利をく。よて義
 朝東奔。信頼道よて捨られ降参して、さうふ。上皇
 信頼の死刑を宥老られ人事を請ひ、ひくと
 叶ふ。義朝青墓より尾州野間へ下向。長田忠宗
 の家小入る。明る。永曆元年正月三日、小忠宗ら
 めふ。うたふ。三歳、義平は父と議して山道より攻
 上る。よて飛驒山下に多勢とな。依義朝
 うたれ。と聞えて兵散る。都よ上り清盛を祓ら
 ひ。うらひ。難波二郎經遠三百餘騎よて旅

續史余論

卷二

七

節をうこみしをうちやふりて石山の邊ふりく
 せし難波三郎經房の郎等捕てのほる首さら
 きたり。正月十八日の二月九日頼朝關東より捕
 かる池乃屋の請ふよりて豆州ふ流さ侍常盤ら
 腹三人をたすけら侍此功ふよりて清盛正三位
 小叙し三木ふなと子息兄弟皆く國終る信西
 の子十二人を召返さるきふその事をしこれ
 らまとのとく召はらひさこれくは信頼同心能
 事天聴ふ達とむ事残をそけて經宗惟方ら申し
 せり二月廿日比仁和寺より出まるとも三條殿
 院は顯長の宿所ふ御座あり

明皇の女宗子

なうり大夫顯長の宿所ふ條堀河皇后清盛を召て主上幼
 なれまことこれほと御をからひあるえとま覺
 元は按花李輔國の明皇を西内ふ出はし事のまもくを
 りをふ也經宗惟方らままと思召はまめ参
 らせよとありらハ名捕て参らま死刑ふ侍
 まをしを忠通申しなためら終て流さ侍正統記
 不らくて志は静まりにま上皇御中あり
 くて帝外舅大納言經宗御乳女子別當惟方等上
 皇の御意ふそむまを清盛ふ仰とて名捕へ
 うは配所ま遣てはるこまらり清盛天下の權殘
 恣して程なく太政大臣ふ上ま其子大臣大将

實史余論

卷三

三

ふたりの刺兄弟左右に大将小並へり。天下の諸國半過るまで我領となり官位も多く一門家僕ふふさげし。王室の權はらふたれしとくになわぬ。按ふふ。此年帝藤原多子茂名て后ふたてらふ。此後を近衛院に后なり。その美なる事を帝聞召てその父右大臣公能（公能）小教してめさふ。此事然る。このら夫と上皇をたほし。群臣諫し。いと聴けし。二代の后といふと此也。時小帝十八。后二十也。此は上皇の主上。上皇は間快ら。後此事ふらちて經宗。惟方罪せられし。平治物語のときなきは信賴の亂を主上の御旨也といひし事

よ名ま。信西の子息等流刑に事歟。平家物語二代后の下ふ。永曆應保此よりして（二條の院乃）近習者をハ内より御戒あり。内の近習者をハ院よりいし。名ら多く。間上下ねを此おの。以てやまい心そせ。た。臨深淵履薄氷。うとく。主上。上皇父子乃御間何事。御隔ら。あなを此と。意思外の事共多うり。多。應保二年。富家入道相國忠實（實）。十歳。知是院の關白といふ是也。三年二月。前攝政忠通（忠通）。十歳。法性寺殿と云。鳥羽より當代（當代）。關白と。永萬元年三月。源為朝。豆州大嶋。より鬼嶋。ふ赴しといふ。六月。帝病ありて讓位。七月。崩。廿三

言史餘論

卷二

三

國史眼三
大正去輔致遠
ノ女伊佐のより

在位七年

六條は二條乃子、母を大藏大輔紀兼盛、女受禪の時二歳、攝政ハ關白基實、後白河上皇政を聽多し。平家物語ハ一の宮は二歳、ふらふら七終ふを、太子小きてふらふらと聞えしと云ふ。六月廿五日、俄ハ親王ヲ宣旨蒙らせ終ふ頃、其夜受禪有し。ハ天下何となふあはてきさま也。本朝童帝此例を尋ぬるハ、清和天皇九歳にて讓をうけし七終ひ、外祖忠仁公幼主を扶持し終へり。是ヲ攝政の始なるハ、鳥羽院五歳、近衛院三歳、の進を了し、ハ此ハハふれと申せしに、是ハ二歳ふらふら七終

憲仁下一
本分註高
倉院の御
事六字

不先例なり、物ささりしと云愚也。仁安元年七月、

基實薨^廿、其弟左大臣基房攝政なり。十月、後白河

上皇々の第三子憲仁親王、後東宮小たり、ハ此主

上、叔父也、^{東宮六歳}二年二月、平清盛為太政大臣、

二條應保元年、中納言六條、永萬元年、大納言仁

安元年、内大臣、それより、大政大臣、從

一位、隨身兵仗、賜り、輦車を聽さる。時ハ五十歳

五月、辭表、八月、賜官符、以播磨、肥前、肥後之郡郷為

功田、三年二月、上皇廢帝、以東宮為帝、^{帝ハ新院と}

に五、在位三年、正統記ハ、上皇世代志ハ、終多し、

小二條は帝本より、快らぬ御事を、故ハや、ハ

つ、ハ讓國の事あり、御元服をとるなり、

十三歳にそ世代をやくはゆりくさ

按もふ。上皇清盛を頼小。擢任せられし事は、其愛子憲仁を立むとたひひまひし故ふ。其力を借らむとの御事ありし。此事鳥羽の崇徳を廢して近衛を立らせしより猶僻事をふへし。孫を立ふといふ事古に禮也。是一川叔父をよつて姪の太子小立らせしと最逆也。是二つ。鳥羽院の崇徳の我子小あらはるるに代をりるひし故ともいふし。おまは正しき嫡孫也。よつてをてた帝位をゆきまひしを。孽子と以てとまらるればし事。是三川つとまた元服も

ふく廢とられしといふ事ハ古今に其例なき事歟

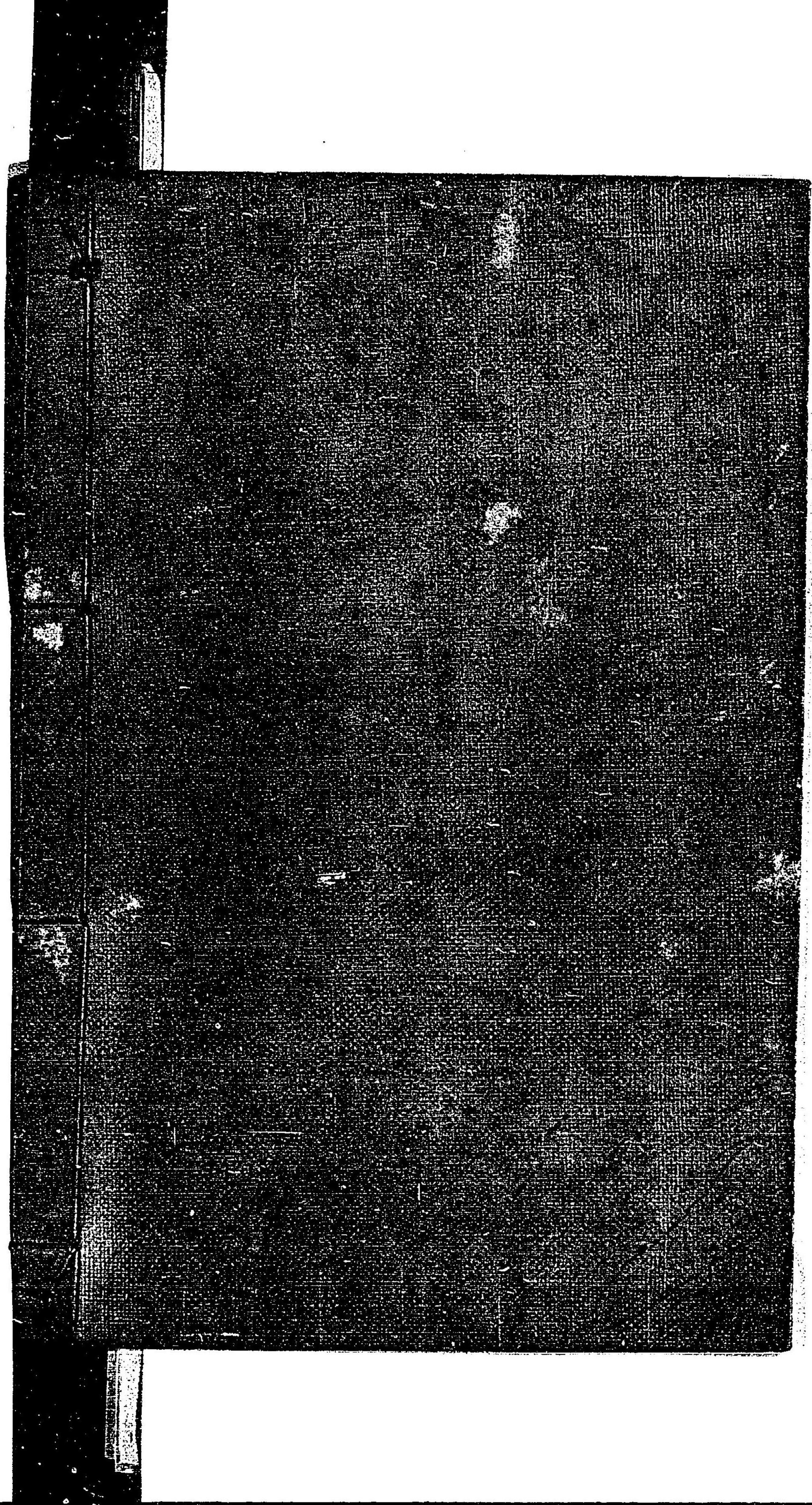
高倉は後白河第三子。母を贈左大臣平時信女。建春門院といふ。八歳にて即位。基房攝政たり。後白河天下代知り終ふ事とせし。正統記に清盛權を專小せし事は。殊更此御代に事也。按もふに。清盛の妻平時子を。建春門院の女兄也。故小平氏より勢を得し也。又建春門院の兄大納言平時忠を。主上小を院小を平家小を皆親ありし故。權柄を執たり。時人これを平關白といひき。此年十一月。清盛依病薙染。五十。嘉應二年春。豆州狩野介

茂光の訴ふるを、源為朝追討於院宣を下さず
四月、為朝の大嶋に宅をせむ。為朝自殺三十月
平重盛第二子資盛四、松殿攝政基房と乗合於事あり
承安元年正月、帝元服十。清盛、女徳子入内女御
と五。二年二月、徳子中宮となす。十二月、基房攝
政を辭して關白とれる。百鍊抄、嘉應二年九月、上
皇幸福原、為覽宗人也。承安元年七月、清盛進羊五
頭、窮一頭於上皇。三年三月、宗人有貢相國入道可
遣返牒之由被定仰。安元二年七月、六條院崩十三
同月、建春門院崩。治承元年乃春、後白河法皇別當
新大納言藤成親、西光法師等と東山鹿言小會一

て平家伐つるを、五月乃末事覺れて、六月清盛成
親西光等を捕へり。西光并其子加賀前司師高、其
弟師経伐よりて成親を流さる。其子成經、平康頼、後
寛等事に坐して流さる。二年十一月、安徳生
十二月、立東宮。三年八月、平重盛薨四十一月、清
盛使宗盛圍法住寺。幽法皇於鳥羽離宮。流關白基
房于備前。太政大臣師長于尾張。削按察大納言源
資方等四十三人官爵。以二位中将基通任内大臣。
為關白廿。歳〇基實の壻。愚管抄、無文才為執柄。自基
通始。四年二月、讓位於東宮。歳在位十二年。正統記
小清盛惡行をのミなりミをミ主上ミくミ歎ミ

七より、遜位之事有るに世をいとくを御し、今も
故とて御心をえまつてたく、孝行に御志深うり
き、管絃に方なき程でたし、ましく今も、平家物
語、小主とてなほ御恙なきらや、路はゆりし、成
たし、おろし奉りて、東宮踐祚あり、お程そ入道相
國より川思ふうりなまの致す所なり、高倉のま
事とし、ハハハハ
物語し、みゆ

讀史餘論卷二



000855-001-4

210.4-A654 tH

讀史余論

新井 白石/著

M26

ACB-2084



210.4
A654
H